

1 構成員の加入及び規約の改正について

令和8年8月 浜松市スタートアップ戦略推進協議会

構成員の加入及び規約の改正

第5条 新構成員は、協議会において承認する。

第4条 協議会は、別表1をもって組織する。

【別表1】

所属	区分
国立大学法人静岡大学 公立大学法人静岡文化芸術大学 学校法人常葉大学	大学・研究機関
国立大学法人浜松医科大学	
学校法人光産業創成大学院大学	
株式会社静岡銀行	
日本政策金融公庫 浜松支店	支援機関
独立行政法人 日本貿易振興機構	
浜松貿易情報センター	
浜松磐田信用金庫	
浜松商工会議所	
公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構	

所属	区分
遠州鉄道株式会社	民間サポーター
スズキ株式会社	
株式会社ソミックマネジメントホールディングス	
浜松ホトニクス株式会社	
ヤマハ株式会社	
一般社団法人静岡ベンチャースタートアップ協会	スタートアップ
静岡県	自治体
浜松市	

(注) 区分ごと五十音順

浜松市スタートアップ戦略推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、浜松市スタートアップ戦略推進協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 協議会は、産学官金連携により、浜松市におけるスタートアップ・エコシステムの形成および振興を通じて、浜松市の産業発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる協議を行う。

- (1) 浜松市におけるスタートアップ・エコシステムの形成に関する戦略計画(以下「計画」という。)の推進に関すること
- (2) 計画の進捗管理に関すること
- (3) 計画の改定に関すること
- (4) 計画の情報共有に関すること
- (5) CentralJapanStartupEcosystemConsortium への J-StartupCentral 候補の推薦に関すること
- (6) 前項に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

(協議会の構成員)

第4条 協議会は、別表 1 をもって組織する。

(入会、退会)

第5条 新構成員は、協議会において承認する。

2 構成員が退会する場合は、協議会に届け出る。

(役員の選任)

第6条 協議会に会長を置き、浜松市産業部スタートアップ推進担当部長をもってあてる。

(役員の職務)

第7条 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

2 会長が事故等により不在のときは、会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議の開催)

第8条 会議は、通常会及び臨時会とする。

2 会議の議長は、会長が務める。

3 通常会は、原則として毎年1回開催するものとする。

4 臨時会は、会長が必要と認める場合に開催する。

5 会議は、必要に応じて書面又は電子メールによる開催とすることができる。これにより、会長は、構成員に可否を求め、議決に代えることができる。

6 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第9条 会議の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を浜松市に置く。

(その他)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、協議会設立の日(令和元年 11 月 5 日)から施行する。

附 則

1 この規約は、令和元年 12 月 18 日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和 3 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和 6 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和 8 年 8 月 4 日から施行する。

【別表1】

所属	区分
国立大学法人静岡大学	大学・研究機関
公立大学法人静岡文化芸術大学	
学校法人常葉大学	
国立大学法人浜松医科大学	
学校法人光産業創成大学院大学	
株式会社静岡銀行	支援機関
日本政策金融公庫 浜松支店	
独立行政法人 日本貿易振興機構 浜松貿易情報センター	
浜松磐田信用金庫	
浜松商工会議所	
公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構	
遠州鉄道株式会社	民間サポーター
スズキ株式会社	
株式会社ソミックマネージメントホールディングス	
浜松ホトニクス株式会社	
ヤマハ株式会社	
一般社団法人静岡ベンチャースタートアップ協会	スタートアップ
静岡県	自治体
浜松市	